

案件2(3) 枚方市総合交通計画の改定について



1. 枚方市総合交通計画(H30年12月策定)の概要

枚方市総合交通計画について

都市・地域総合交通戦略要綱(平成21年3月国土交通省都市局制定)に基づき平成30年12月策定

都市・地域総合交通戦略要綱の目的

進展する少子・超高齢社会への対応、交通渋滞の緩和、交通に起因する環境負荷の低減等のため、**過度に自家用車利用に依存することなく、徒歩、自転車、公共交通等の各モードが連携し適切な役割分担のもと、望ましい都市・地域像の実現を図る**観点から、地方公共団体を中心として、関係機関・団体等が相互に協力し、都市・地域が抱える多様な課題に対応すべく、**交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図る**ものであり、もって魅力と活力があふれる都市・地域の整備を行うことを目的とする。



1. 枚方市総合交通計画(H30年12月策定)の概要

理 念

ひと・企業・行政が力を合わせて 夢と希望を育む 交通まちづくり

基本方針

1. みんなで考えささえる交通まちづくりの推進

望ましい都市像を実現するため、市民が自らの移動について社会における在り方を考え、また交通に携わる各関係機関や事業者はその社会的責任のもと、「交通まちづくり」を展望・実践していきます。

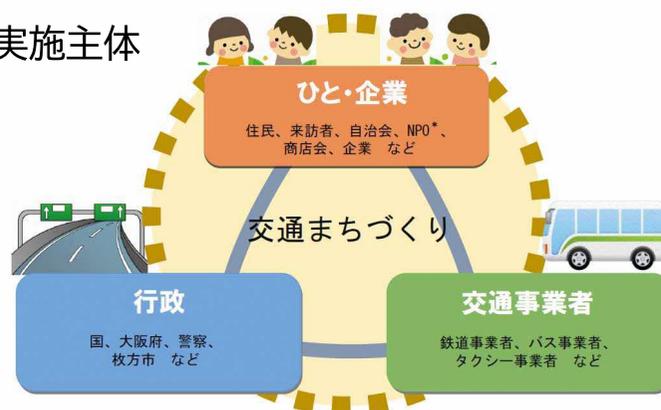
2. 誰もがおでかけしたくなる交通環境の実現

誰もが気軽に移動しやすい環境を実現するため、健康と賑わいの都市空間を交通からデザインしアプローチしていきます。

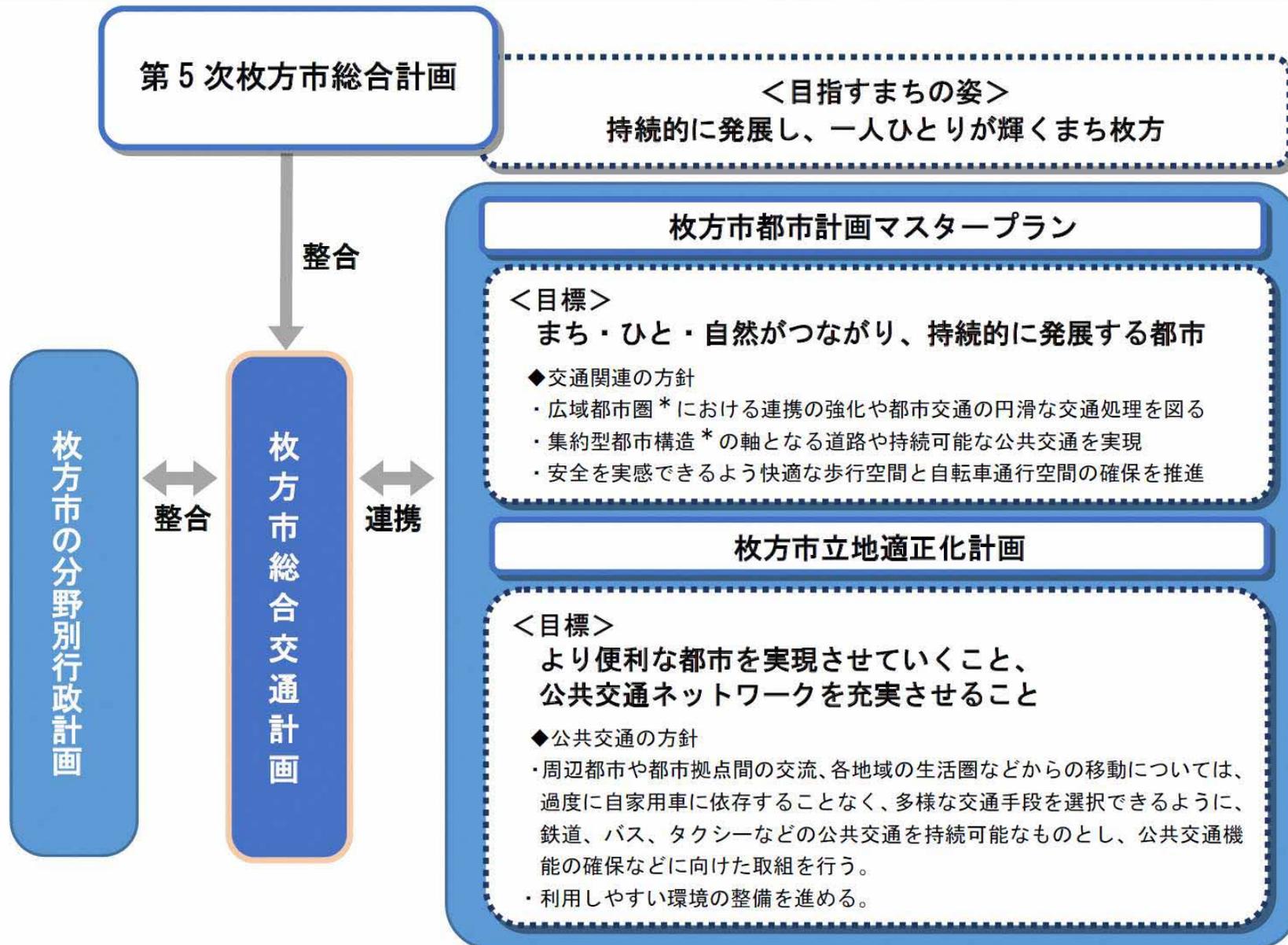
3. 未来へとつながる交通基盤と生活環境の構築

私たちにとっての快適な生活を実現するため、交通基盤と生活環境を着実に構築していきます。

■交通まちづくりの実施主体



1. 枚方市総合交通計画(H30年12月策定)の概要



2. 枚方市の交通網の現状



最寄りの公共交通(鉄道駅、バス停)に乗車するまでの時間

- ・アクセシビリティが20分以内圏域の居住人口約**84%**
- ・多くの居住者が短時間で公共交通を利用できる状況

アクセシビリティとは、サービスへの到達のしやすさを定量的に表したもので、ここでは、ある地点の居住者が、任意の時刻に家を出て公共交通に乗車するまでの期待時間

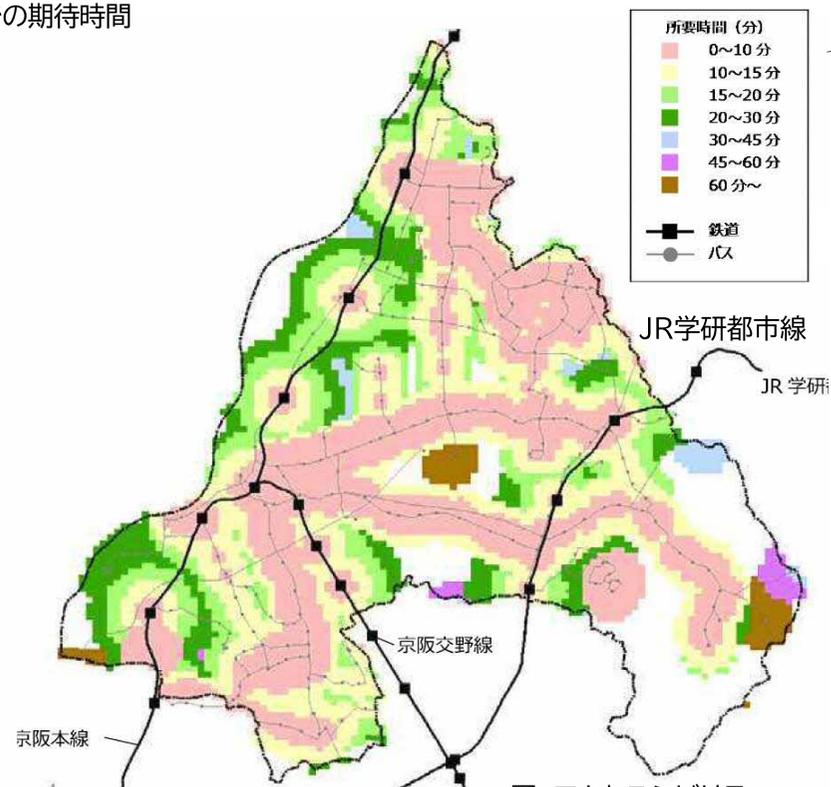


図 アクセシビリティ
出典:枚方市立地適正化計画(H29.03)

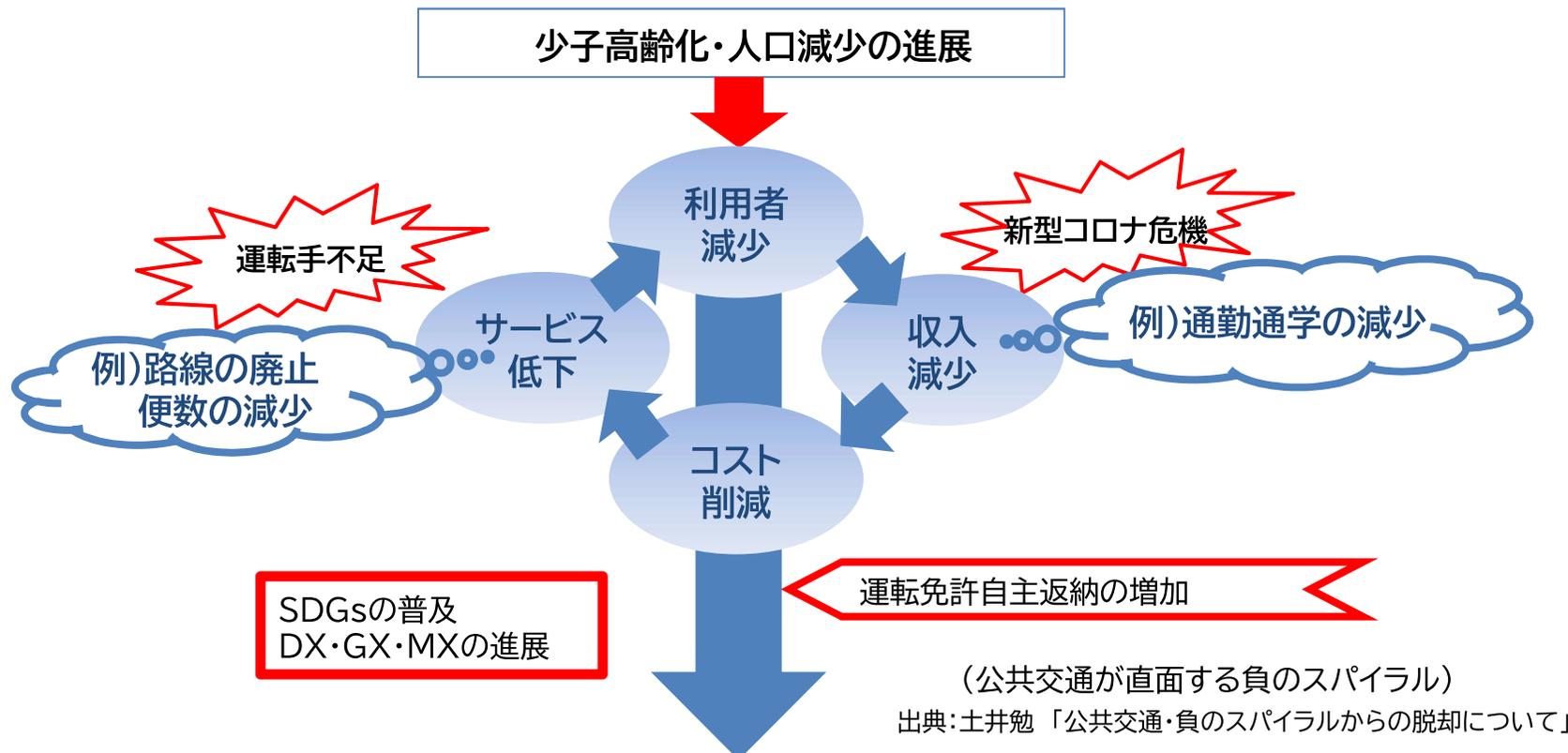
令和5年度枚方市市民意識調査

「公共交通機関が整っているなど都市機能が充実していると感じていますか」 感じている+やや感じている **52.1%**
年齢別では、「**やや感じている**」がすべての世代で最も高い

3. 計画改定の背景

交通を取り巻く社会情勢の変化等

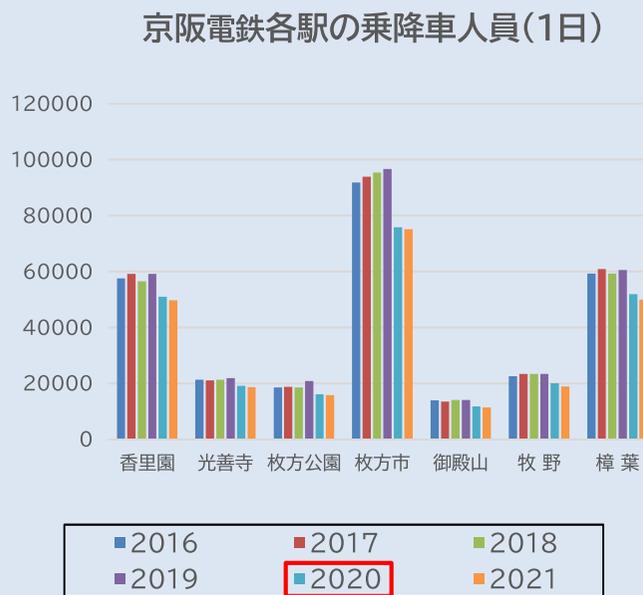
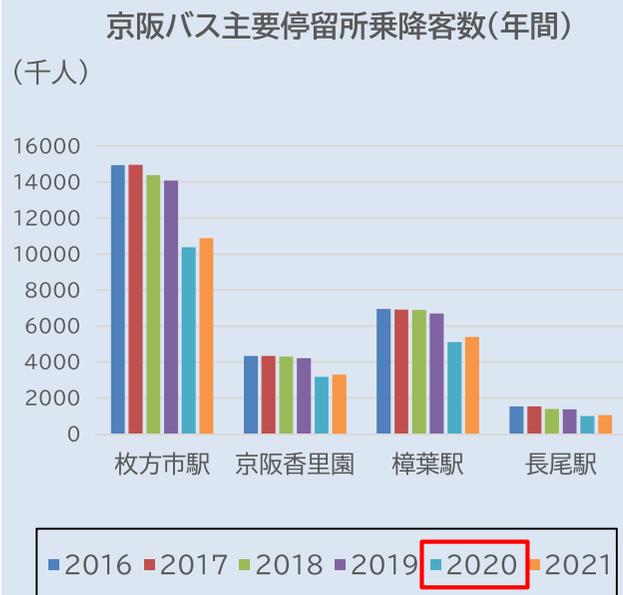
- 公共交通**利用者の減少**に伴う公共交通事業者の**経営悪化**
- **新型コロナ**危機を契機とした生活スタイル等の変化
- **運転手不足**の顕在化と2024年問題(労働管理の厳格化)による更なる悪化の懸念
- 高齢者の自動車運転免許自主返納の増加
- SDGsの普及とDX・GX・MXの進展



3. 計画改定の背景

枚方市の公共交通利用者の状況

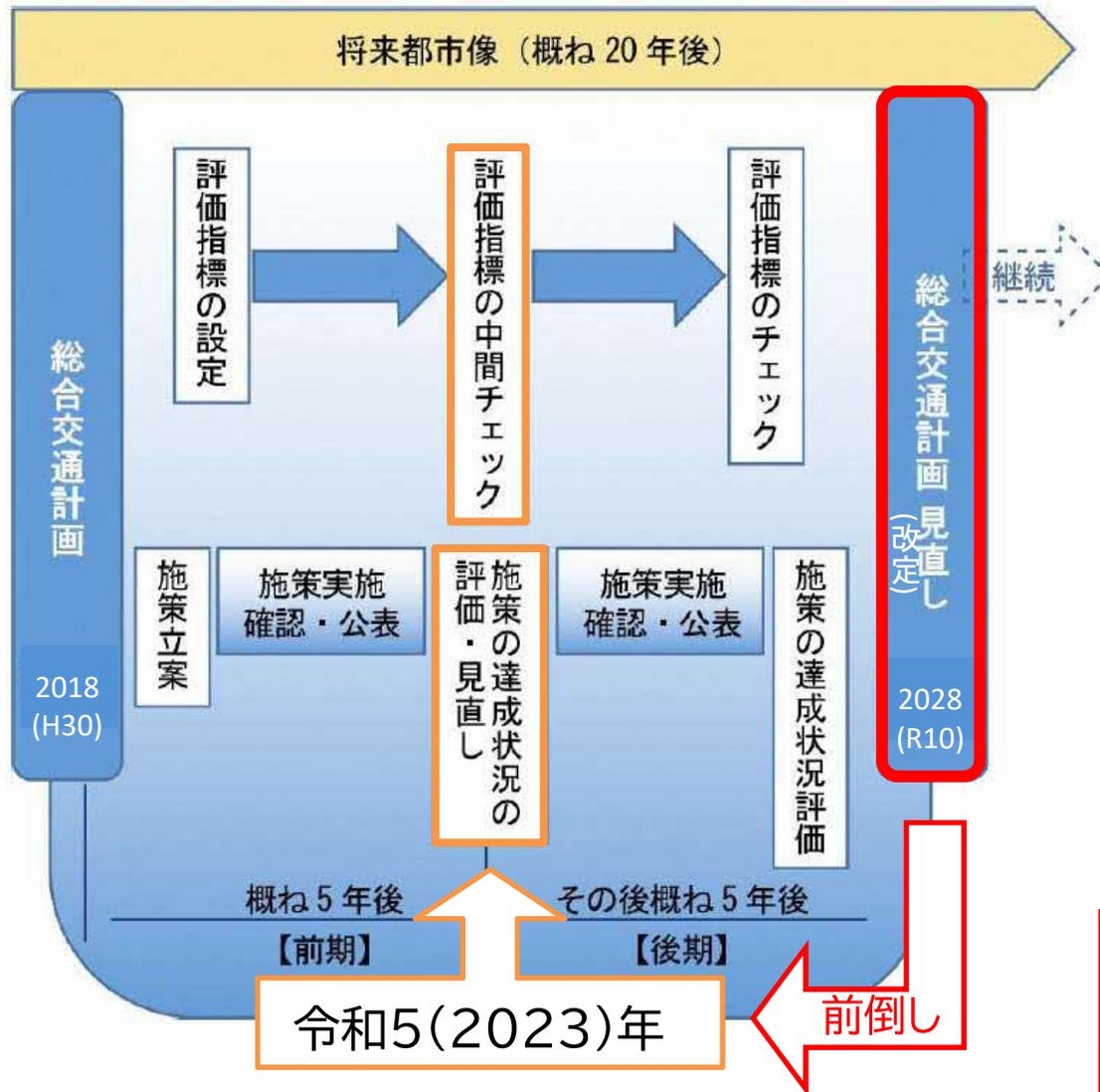
※枚方市統計書(令和4年度版)より



新型コロナウイルス感染症の影響で利用者の大幅な減少

今後、枚方市でもバス路線の廃止や鉄道の減便の危機

3. 計画改定の背景



「枚方市総合交通計画」は、枚方市全域を対象として、平成31(2019)年度から概ね20年後の将来都市像を視野に入れて、10年後までに実現させていく総合的な交通計画を定めています。なお、計画期間内においても、**社会情勢の変化や都市の課題、技術革新などに対応していくため、必要に応じて見直しを行う。**

社会情勢の変化などを踏まえ、計画見直しの着手を前倒して令和5年から検討開始

4. 計画改定の概要

交通政策基本法(H25.12施行)

交通に関する全ての法律の基本法

第1次交通政策基本計画(計画期間:平成26年度~令和2年度)

第2次交通政策基本計画(計画期間:令和3年度~令和7年度) 令和3年5月閣議決定

国の課題

○人口減少・超高齢社会 ○デジタル化・DXの推進 ○防災・減災、国土強靱化 ○カーボンニュートラルの実現 ○新型コロナ対策

基本の方針

誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要不可欠な交通の維持・確保

我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化

災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現

都市・地域総合交通戦略要綱 (H21.3施行)

枚方市総合交通計画(H30.12)



徒歩、自転車、公共交通等の各モードの連携

道路・街路関連事業の支援

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (R2.11改正)

※計画の策定が**努力義務化**

地域公共交通計画→本改定で位置づけ付与



既存の**公共交通サービス**+必要に応じてスクールバスなどの地域の多様な輸送資源の活用

道路運送法等から支援

4. 計画改定の概要

改定の方向性

- **社会情勢の変化**や**近年の法改正**を踏まえて持続可能な公共交通を実現するための計画とする
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「**地域公共交通計画**」を位置づける
- 現計画に基づき実施された**前期施策**の進捗確認と**後期施策**の見直し(必要に応じて)を行う

改定する内容

1. **最新の交通データ等による課題の整理**(パーソントリップ調査、全国道路・街路交通情勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口など)
2. 枚方市**都市計画マスタープラン**および枚方市**立地適正化計画**(R4年3月変更)との整合や連携
3. **枚方市駅周辺再整備基本計画等**の新たな行政計画との整合や連携(**ウォーカーブルの推進等**)
4. DX・GX・MXによる**新たな取り組み**や**先進事例**についての考察
5. **地域公共交通計画の位置づけを付与するために必要な目標及び施策の追加を検討**
6. 公共交通を取り巻く厳しい情勢を踏まえた課題及びそれに対する基本方針の整理:**短期的視点**→**交通事業者の経営基盤の強化等**
7. 将来予測を踏まえた課題及びそれに対する基本方針の整理:**中長期的視点**→**持続可能な公共交通**

5. 計画改定の進め方

【1. 現状把握・課題整理】

- ① 最新の交通データ等を分析(人の移動量、車の移動量、将来人口推計等)
- ② アンケート調査を実施し、移動の実態や市民ニーズ等を把握
- ③ 交通事業者との意見交換等による担い手側の課題を整理
- ④ 地域包括支援センター(高齢者支援施設)やPTA協議会(子育て世代)等との意見交換を通じた課題の整理
- ⑤ 現計画に位置づけられた施策の進捗状況の確認

【2. 基本方針・目標及び指標の整理】

- 現状と課題を踏まえ、枚方市の目指すべき将来像及び公共交通が果たすべき役割について整理
- 新たに地域公共交通計画の視点から基本方針を検討
- 基本方針を踏まえ、目標及び指標を整理(地域公共交通計画の視点から必要性が高い指標の追加など)

【3. 施策の検討】

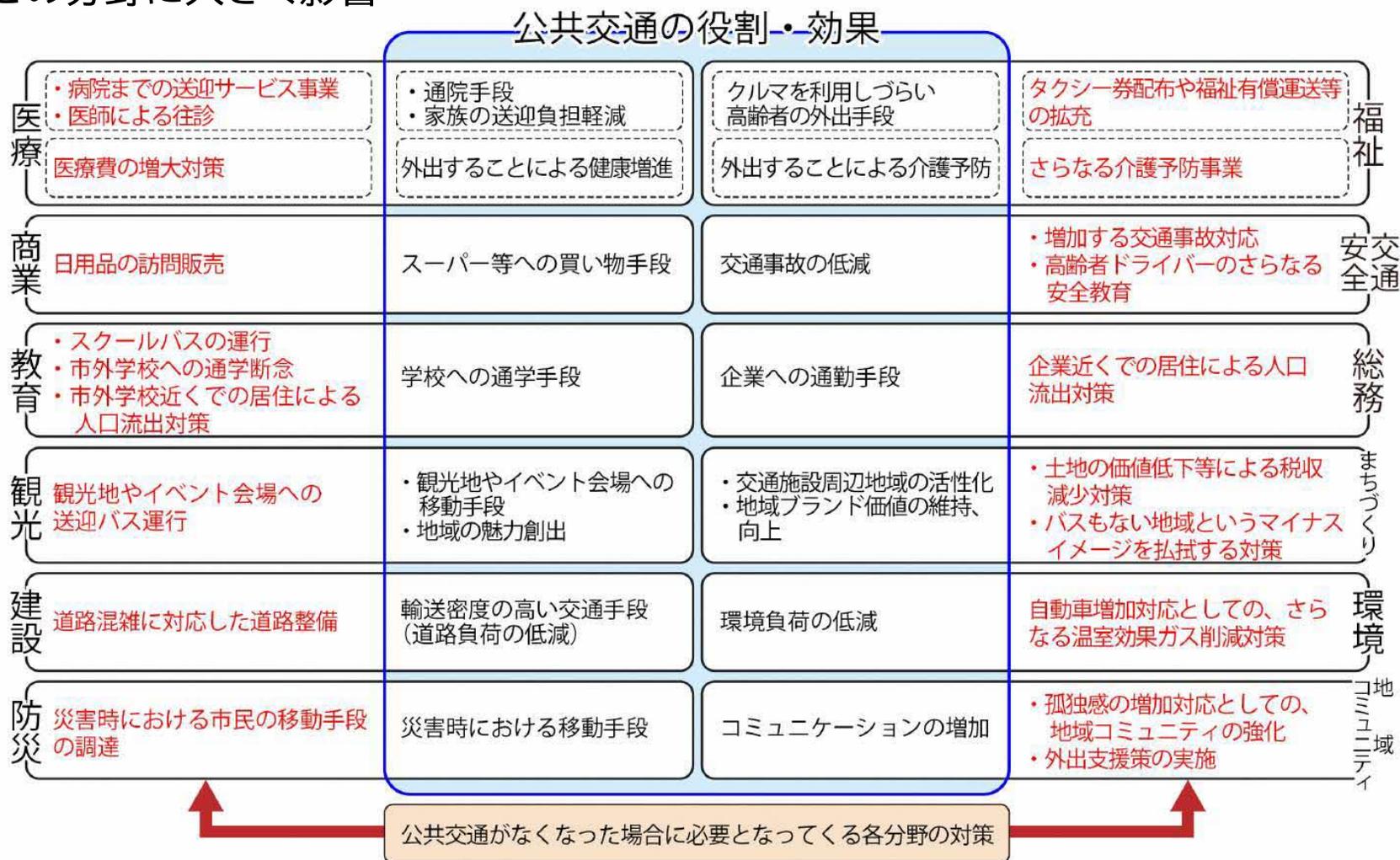
基本理念・基本方針を実現するための具体的な施策を検討

【4. 計画のとりまとめ】

検討の内容を取りまとめ、枚方市総合交通計画を改定

5. 計画改定の進め方

交通に関する政策は、医療、健康、福祉、まちの賑わい、公共施設の活用、産業、教育などの分野に大きく影響



5. 計画改定の進め方

枚方市総合交通計画推進委員会・幹事会



枚方市総合交通計画推進協議会

根拠法令等	都市・地域総合交通戦略要綱 〈現計画〉	+	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
構成員	学識経験者、運輸局、交通事業者、 道路管理者、交通管理者、市民		左記 + 市道路管理者 + 地域公共交通計画を 作成しようとする地方公共団体
目的	総合交通戦略に基づく取り組みを 進めるために必要な協議		地域公共交通計画の作成および 実施に関し必要な協議

法律要件を満たすために市道路管理者等を委員に追加し、**法定協議会の位置づけも兼ね備えた協議会に移行**し、枚方市総合交通計画の見直しを行う